さいたま市監査委員告示第　５　号

地方自治法第１９９条第１４項の規定により、令和６年９月２日付けさいたま市監査委員告示第２４号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市教育委員会教育長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和７年３月１１日

さいたま市監査委員　大　内　美　幸
同　工　藤　道　弘
同　谷　中　信　人
同　都　築　龍　太

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
［施設修繕］ 学校教育部 おいしい給食サポート課 ・学校給食センター調理室修繕	
アレルギー対応調理室の換気設備において、建築基準法第２８条第３項では火気使用室には換気設備を設けなければならないと定められている。当該調理室はガスの能力に適した排気設備は設けているが、排気量と同等量が確保できる給気口や給気設備が設けられていなかったことから、同法に基づき、適正な換気設備を設けるべきである。	当該調理室につきましては、指摘を踏まえて、排気量と同等量を確保できる給気口や給気設備を設けることにより、適正な換気設備の設置を行いました。 今後につきましては、同様の作業を行う場合には、法令等に基づいた適正な施工を行ってまいります。
アレルギー対応調理室の増築に伴う届出において、食品衛生法施行規則第７１条の規定により、許可営業者（受託事業者）は保健所長に、また、健康増進法第２０条第２項及びさいたま市健康増進法施行細則第４条の規定により、施設設置者（給食センター）は保健所長にそれぞれ変更届を提出しなくてはならないが、提出されていなかったことから、法令に基づき適正な事務処理を行うべきである。	食品衛生法施行規則、健康増進法第２０条第２項及びさいたま市健康増進法施行細則に基づく変更届は、それぞれ講評前に提出を行いました。 今後につきましては、受注者への周知徹底を図るとともに、所属内においても指摘事項を情報共有し、法令に基づいた適正な事務処理を行ってまいります。
配管用の床スラブの施工において、荷重計算を行わずに１２０㎜の厚さでコンクリートを既存床の上に増し打ちして施工していた。本来であれば設計段階で荷重計算を行い、問題ないことを確認し施工を行うべきであるが、今回増し打ちした床スラブと	床スラブ及び厨房機器の重さ等の荷重につきましては、建物の構造、厨房機器の重さ等を踏まえた現況において、設計業者より適切な荷重内にあることを確認いたしました。 また、熱や湿気の滞留につきましては、

厨房機器の重さ等を加味すると適切な荷重を超えている可能性がある。 　また、既存床下が配管ピットになっているにもかかわらず、今回床の上にスラブ内配管を施工していた。そのことにより、天井高さが低くなり、熱や湿気の滞留が多くなることが考えられる。 　さらに、排水管（ＶＰ管）は熱湯を流すと配管が割れる恐れがあることや、今後、劣化した場合の対応等を含めて、事業目的に適合した適正な施工を行うべきである。	適切な換気設備の使用を図るとともに、排水管には熱湯のみを流すことのないよう運用面の周知徹底を行ってまいります。 　今後につきましては、効率的な維持管理等を含め、事業目的に適合し法令等に基づいた適正な施工を行ってまいります。

指摘事項等措置報告書

教育委員会事務局

指　摘　事　項　等	措　置　状　況
［施設修繕］ 生涯学習総合センター 田島公民館 ・大久保東公民館事務室天井修繕 　天井材の剥離作業において、大気汚染防止法第１８条の１５及びさいたま市生活環境の保全に関する条例第６１条で、石綿の事前調査が義務づけられているが、本修繕では事前調査をせずに作業を行っていたことから、同法及び同条例に基づき、適正な施工を行うべきである。	大気汚染防止法第１８条により元請業者による事前調査が義務付けられていることについて、適切な指導が行えるよう、指摘後すぐに館長会議において周知徹底を行いました。 　今後につきましては、適正な施工が行えるよう、職員の意識向上を図り、再発防止に努めて参ります。